

## 役員給与規程一部改正新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(本俸月額)</p> <p>第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,007,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事長代理</td> <td style="text-align: right;"><u>922,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;"><u>821,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;"><u>704,000円</u></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注)常勤役員の本俸月額は、この規定にかかわらず附則第3条に掲げる額としています。</p> </div> <p>第5条から第9条まで (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤の監事に対しては、月額<u>241,000円</u>の非常勤役員手当を支給することができる。</p> <p>2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(常勤役員の本俸月額の特例)</p> <p>第3条 常勤役員の本俸月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず次の各号に掲げる役職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td style="text-align: right;"><u>940,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事長代理</td> <td style="text-align: right;"><u>865,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;"><u>777,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;"><u>704,000円</u></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考)</p> <p>○ 監事の本俸月額は、本則と同額となっていますが、平成15年10月の当機構の設立時の本俸月額の水準に比べ、8.93%の削減を行ってきており、(1)～(3)が同水準である独立行政法人と同様の金額となっています。</p> </div> <p>第4条 (略)</p>	(1) 理事長	<u>1,007,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>922,000円</u>	(3) 理事	<u>821,000円</u>	(4) 監事	<u>704,000円</u>	(1) 理事長	<u>940,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>865,000円</u>	(3) 理事	<u>777,000円</u>	(4) 監事	<u>704,000円</u>	<p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(本俸月額)</p> <p>第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,011,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事長代理</td> <td style="text-align: right;"><u>925,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;"><u>824,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;"><u>706,000円</u></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注)常勤役員の本俸月額は、この規定にかかわらず附則第3条に掲げる額としています。</p> </div> <p>第5条から第9条まで (略)</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤の監事に対しては、月額<u>242,000円</u>の非常勤役員手当を支給することができる。</p> <p>2 第6条及び第7条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(常勤役員の本俸月額の特例)</p> <p>第3条 常勤役員の本俸月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず次の各号に掲げる役職の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 理事長</td> <td style="text-align: right;"><u>944,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 理事長代理</td> <td style="text-align: right;"><u>868,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;"><u>780,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;"><u>706,000円</u></td> </tr> </table> <p>第4条 (略)</p>	(1) 理事長	<u>1,011,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>925,000円</u>	(3) 理事	<u>824,000円</u>	(4) 監事	<u>706,000円</u>	(1) 理事長	<u>944,000円</u>	(2) 理事長代理	<u>868,000円</u>	(3) 理事	<u>780,000円</u>	(4) 監事	<u>706,000円</u>
(1) 理事長	<u>1,007,000円</u>																																
(2) 理事長代理	<u>922,000円</u>																																
(3) 理事	<u>821,000円</u>																																
(4) 監事	<u>704,000円</u>																																
(1) 理事長	<u>940,000円</u>																																
(2) 理事長代理	<u>865,000円</u>																																
(3) 理事	<u>777,000円</u>																																
(4) 監事	<u>704,000円</u>																																
(1) 理事長	<u>1,011,000円</u>																																
(2) 理事長代理	<u>925,000円</u>																																
(3) 理事	<u>824,000円</u>																																
(4) 監事	<u>706,000円</u>																																
(1) 理事長	<u>944,000円</u>																																
(2) 理事長代理	<u>868,000円</u>																																
(3) 理事	<u>780,000円</u>																																
(4) 監事	<u>706,000円</u>																																

附 則（平成21年11月30日規程第3号）

（施行期日）

第1条 この改正は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成21年4月1日において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（第2項において「基礎額」という。）に同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

2 基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。